

## 計画通知等の手数料の徴収について

平成19年6月20日の建築基準法の改正に伴い、計画通知については構造計算適合性判定手数料のみ徴収していたところですが、近隣各市の状況に鑑み手数料条例を改正し、本年10月1日から審査手数料（金額については、一般確認申請と同額）についても、徴収することになりました。

つきましては、国及び地方公共団体等が計画通知を提出する場合は、上記のことについて十分留意してください。

また、中間検査・完了検査、建築許可等についても同様に手数料を徴収いたします。

松戸市都市整備本部  
都市緑花担当部建築指導課  
連絡先 TEL047-366-7368